

令和 7 年 8 月 21 日
福祉保健部感染症対策・薬務課

新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
（令和 7 年第 33 週：令和 7 年 8 月 11 日から令和 7 年 8 月 17 日まで）

※新潟県感染症情報は「速報版」であり、前週公表した数値と異なる場合があります。
※第 33 週については、お盆期間であるため、報告医療機関の休診による影響があることにご留意ください。

◆基本的な感染対策をお願いします。

- 手洗い、うがいの励行や咳エチケットなどの基本的な感染対策を心掛けましょう。
- 発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。やむを得ず外出される場合にはマスクを着用するとともに、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆百日咳に注意しましょう。（別紙 1 参照）

- 今週の報告件数（保健所受理件数）は49件（前週147件）となっています。
- 全国的にも感染者が多い状況となっています。
- 10歳代前半の患者報告数が特に多くなっています。
- 学校での感染や家庭内感染事例も報告されています。
- 百日咳は、百日咳菌という病原菌によって起こされる感染症です。
- 患者の咳やくしゃみなどのしぶきに含まれる病原菌によって感染します（飛沫感染）。
- 飛沫感染予防のため、手洗い、うがい、咳エチケットを心がけましょう。
- ※有効な予防法は予防接種であり予防接種法に基づく定期接種が乳幼児期に行われています。ワクチン未接種もしくは3回接種が完了していない6か月未満の乳児で重症化しやすいことから、接種可能となる生後2か月を迎えたら速やかに5種混合ワクチンを接種できるよう早めの接種予約について医療機関と相談してください。

◆伝染性紅斑の定点当たりの報告数が国の示す警報基準を超えています。（別紙 2 参照）

- 定点あたりの報告数が全県で2.23（前週2.75）となっています。
- 国の示す終息基準（定点あたり1）を下回るまで警報を継続します。
- 頬に出現する紅斑を特徴とする、主に幼児や学童を中心に流行する感染症で、両頬がりんごのように赤くなることから「りんご病」と呼ばれることもあります。
- 患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによって感染します（飛沫・接触感染）。
- 10～20日の潜伏期間後に、頬に紅い発疹が現れます。続いて、手・足に網目状と表現される発疹がみられます。これらの発疹は1週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消失した発疹が短期間のうちに再び出現したりすることもあります。
- これまで伝染性紅斑に感染したことがない女性が妊娠中に感染した場合、胎児にも感染し、胎児の異常（胎児水腫）や、流産の原因となる可能性があります。
- 基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット等）を心がけましょう。アルコール消毒が効きにくいため、流水や石けんでこまめに手を洗い、自分専用のタオルで手を拭きましょう。

●今週の
トピック

●定点報告

全県に警報を発令している疾病：伝染性紅斑

●全数報告

1類感染症

届出なし

2類感染症

結核	1 件	新潟市保健所管内	患者	70 歳代女性
----	-----	----------	----	---------

3類感染症

腸管出血性大腸菌感染症	1 件	新潟市保健所管内	無症状病原体保有者	40 歳代女性
-------------	-----	----------	-----------	---------

4類感染症

レジオネラ症	2 件	三条保健所管内	患者	50 歳代女性
		上越保健所管内	患者	70 歳代女性

5類感染症

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1 件	三条保健所管内	患者	90 歳代女性
水痘（入院例）	1 件	新潟市保健所管内	患者	10 歳未満女性
百日咳	49 件			
※下表参照				

百日咳

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	総計
村上保健所管内	1	3				1			5
新発田保健所管内	2	2							4
新津保健所管内									0
新潟市保健所管内		4	3	1	1				9
三条保健所管内		1							1
長岡保健所管内	3	4			2			1	10
魚沼保健所管内									0
南魚沼保健所管内		3							3
十日町保健所管内		1						1	2
柏崎保健所管内	2	1		1			2		6
上越保健所管内	1	4		1					6
糸魚川保健所管内		3							3
佐渡保健所管内									0
総計	9	26	3	3	3	1	2	2	49

次回は令和 7 年 8 月 28 日（木）発行予定です。

福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班
電話 025-280-5200（内線 2594）

5類感染症定点把握対象疾患(週報届出分)地域振興局等管内別報告数

令和7年第33週:8月11日から8月17日まで

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
インフルエンザ	実数	22	18			1						1	1	1	
	定点当	0.41	1.00			0.20						0.50	0.50	0.50	
新型コロナウイルス感染症	実数	423	131	22	8	22	58	12	44	30	14	7	36	23	16
	定点当	7.83	7.28	7.33	4.00	4.40	9.67	6.00	14.67	10.00	7.00	3.50	18.00	11.50	4.00
RSウイルス感染症	実数	33	8			13	3				1			7	1
	定点当	1.10	0.80			4.33	0.75				1.00			7.00	0.50
咽頭結膜熱	実数	7	3			1	1						2		
	定点当	0.23	0.30			0.33	0.25						2.00		
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	47	11			14	9	9	1			2			1
	定点当	1.57	1.10			4.67	2.25	9.00	0.50			2.00			0.50
感染性胃腸炎	実数	79	42	3		3	10	3				13			5
	定点当	2.63	4.20	1.50		1.00	2.50	3.00				13.00			2.50
水痘	実数	2		1		1									
	定点当	0.07		0.50		0.33									
手足口病	実数	9					2	3	1	1		2			
	定点当	0.30					0.50	3.00	0.50	1.00		2.00			
伝染性紅斑	実数	67	20	4		2	9					4	25		3
	定点当	2.23	2.00	2.00		0.67	2.25					4.00	25.00		1.50
突発性発疹	実数	6	2	1		2									1
	定点当	0.20	0.20	0.50		0.67									0.50
ヘルパンギーナ	実数	36	11	2		1	2	1			3	5			11
	定点当	1.20	1.10	1.00		0.33	0.50	1.00			3.00	5.00			5.50
流行性耳下腺炎	実数														
	定点当														
急性出血性結膜炎	実数														
	定点当														
流行性角結膜炎	実数	2		2											
	定点当	0.20		2.00											
細菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
無菌性髄膜炎	実数	1		1											
	定点当	0.08		1.00											
マイコプラズマ肺炎	実数	9	1	2			1		1	1				1	2
	定点当	0.69	1.00	2.00			0.50		1.00	1.00				1.00	2.00
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数														
	定点当														
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数														
	定点当														

※新津は、新潟地域振興局管内(五泉市、阿賀町)

実数:指定届出機関(定点医療機関)からの患者報告の総数

定点当:実数を指定届出機関(定点医療機関)の総数で除したもの

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
急性呼吸器感染症	実数	1953	600	71	17	286	195	52	118	27	160	129	34	196	68
	定点当	38.29	33.33	23.67	8.50	57.20	39.00	26.00	39.33	9.00	80.00	64.50	34.00	98.00	22.67

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
インフルエンザ	実数	29	25	17	10	10	22
	定当点	0.53	0.45	0.31	0.18	0.20	0.41
新型コロナウイルス感染症	実数	98	127	199	304	379	423
	定当点	1.78	2.31	3.62	5.53	7.43	7.83

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
ＲＳウイルス感染症	実数	15	13	17	23	37	33
	定点当	0.50	0.43	0.57	0.77	1.32	1.10
咽頭結膜熱	実数	18	25	21	9	8	7
	定点当	0.60	0.83	0.70	0.30	0.29	0.23
Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	67	64	47	71	58	47
	定点当	2.23	2.13	1.57	2.37	2.07	1.57
感染性胃腸炎	実数	94	79	72	95	79	79
	定点当	3.13	2.63	2.40	3.17	2.82	2.63
水痘	実数	12	10	7	13	9	2
	定点当	0.40	0.33	0.23	0.43	0.32	0.07
手足口病	実数	12	11	16	8	16	9
	定点当	0.40	0.37	0.53	0.27	0.57	0.30
伝染性紅斑	実数	98	80	85	81	77	67
	定点当	3.27	2.67	2.83	2.70	2.75	2.23
突発性発疹	実数	12	15	3	10	11	6
	定点当	0.40	0.50	0.10	0.33	0.39	0.20
ヘルパンギーナ	実数	13	18	23	35	43	36
	定点当	0.43	0.60	0.77	1.17	1.54	1.20
流行性耳下腺炎	実数	3	2	2		2	
	定点当	0.10	0.07	0.07		0.07	
急性出血性結膜炎	実数	2					
	定点当	0.20					
流行性角結膜炎	実数	11	11	12	11	14	2
	定点当	1.10	1.10	1.20	1.10	1.40	0.20
細菌性髄膜炎	実数					1	
	定点当					0.08	
無菌性髄膜炎	実数		1			1	1
	定点当		0.08			0.08	0.08
マイコプラズマ肺炎	実数	6	16	8	7	24	9
	定点当	0.46	1.23	0.62	0.54	1.85	0.69
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数						
	定点当						
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数						
	定点当						

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
急性呼吸器感染症	実数	2759	2776	2532	2989	2894	1953
	定点当	53.06	53.38	48.69	57.48	60.29	38.29

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
インフルエンザ	実数				2	1	1
	定当				0.15	0.08	0.08
新型コロナウイルス感染症	実数	4	9	20	24	30	46
	定当	0.31	0.69	1.54	1.85	2.31	3.54

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
		4	7	1	1	5	4
		0.08	0.13	0.02	0.02	0.10	0.08
	4	11	12	10	21	197	168
	0.08	0.20	0.23	0.19	0.39	3.65	3.11

[illegible]

年 齡 別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
	81	561	356	131	60	443	321
	1.59	11.00	6.98	2.57	1.18	8.69	6.29

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
							1
							0.08
		2				3	41
		0.15				0.23	3.15

百日咳について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 百日咳とは

- 百日咳は、百日咳菌という病原菌によって起こされる感染症です。患者の咳やくしゃみなどのしぶきに含まれる病原菌によって感染します（飛沫感染）。
- 7～10 日程度の潜伏期間を経て、風邪症状がみられ、徐々に咳が強くなっていきます（カタル期：約 2 週間）。その後、短い咳が連続的に起こり、咳の最後に大きく息を吸い込み、痰を出しておさまるという症状を繰り返します（痙咳期：約 2～3 週間）。激しい咳は徐々におさまりますが、時折、発作性の咳がみられます（回復期：2～3 週間）。
- 当県において現時点で入院治療等による医療機関のひっ迫は確認されていません。

2 予防方法

- 有効な予防法は予防接種であり、予防接種法に基づく定期接種が乳幼児期に行われています。なお、百日咳ワクチンの免疫効果は 4～12 年で減弱するため、最終接種後、時間経過とともに既接種者も発症することがあります。
- 飛沫感染予防に、手洗い、うがい、咳エチケットを心がけましょう。
- 軽症でも菌の排出はあるため、予防接種をしていない新生児・乳児がいる場合は、感染に対する注意が必要です。

3 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症に定められており、特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

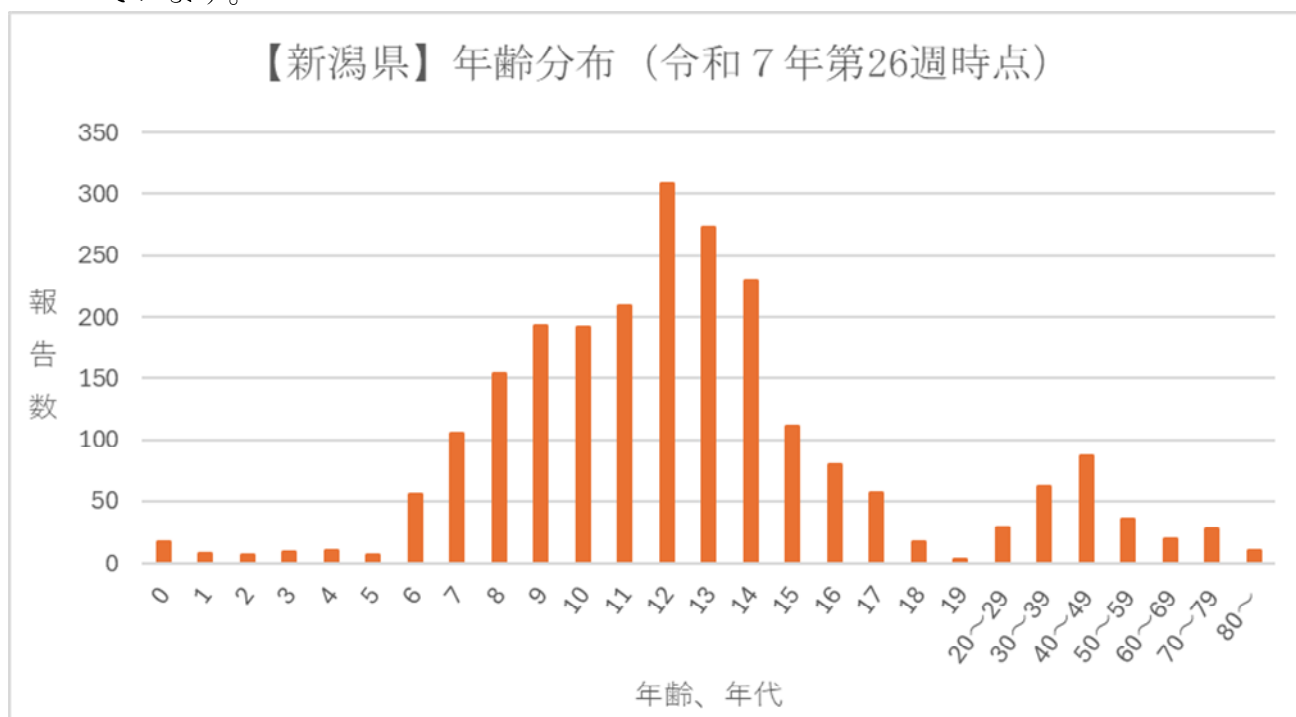
4 届出状況

- 百日咳については、平成 30 年 1 月 1 日より、診断した医師が全例を届け出ることとされました。（それ以前は定点医療機関からの報告）

届出数 (件)	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年 (第 32 週まで)※
新潟県	28	29	127	3, 292
全国	496	998	4, 052	64, 311

※ 令和 7 年 8 月 10 日現在（保健所届出受理週で集計）

- 令和7年の発生報告の年齢分布をみると、10歳代前半の患者報告数が特に多くなっています。



伝染性紅斑について ～警報を発令しています～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和7年第33週の感染症発生動向調査において、伝染性紅斑の定点当たり報告数は全県で2.23（前週2.75）となっています。
- 国の示す警報終息基準（定点当たり1）を下回るまで警報を継続します。

2 伝染性紅斑とは

- 伝染性紅斑は、頬に出現する紅斑を特徴とする、主に幼児や学童を中心に流行する感染症です。両頬がりんごのように赤くなることから「りんご病」と呼ばれることもあります。
- 原因は、ヒトパルボウイルスB19によるもので患者の咳やくしゃみにより排泄されるウイルスから感染します。
- 10～20日の潜伏期間後に、頬に紅い発疹が現れます。続いて、手・足に網目状と表現される発疹がみられます。これらの発疹は1週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消失した発疹が短期間のうちに再び出現したりすることもあります。
- これまで伝染性紅斑に感染したことのない女性が妊娠中に感染した場合、胎児にも感染し、胎児の異常（胎児水腫）や流産の原因となる可能性があります。

3 伝染性紅斑が疑われる場合は

- 熱や倦怠感が出現した後に発疹が出るなど、伝染性紅斑を疑う症状がある場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

4 予防方法

- 患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによって感染（飛沫・接触感染）する感染症のため、基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット等）を心がけることが大切です。
- アルコール消毒が効きにくいいため、流水や石けんでこまめに手を洗い、自分専用のタオルで手を拭きましょう。
- 妊娠中または妊娠をしている可能性がある人は、伝染性紅斑の患者や、風邪症状がみられる方との接触をできる限り避けるよう注意してください。

5 学校保健安全法における扱い

- 学校保健安全法には明確に規定されていません。登校登園については、医師の指示に従ってください。

6 参考

- 伝染性紅斑（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/fifth_disease.html
- 伝染性紅斑（国立健康危機管理研究機構 感染症情報サイト）
<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ta/5th-disease/010/5th-disease.html>

保健所・疾患・施設種別 感染症集団発生等報告数(第33週)

令和7年8月11日～令和7年8月17日

インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	1												
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)													
老人福祉施設(施設数)	5	2	1	1							2		
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)						1							
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)													
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)													
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)			1										
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

※その他の感染症: 結膜炎

○ 報告の要件

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合